

1 議事日程（5日目）

〔平成19年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成19年6月26日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第44号 字の区域の変更について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第45号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第46号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第48号 太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第49号 太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第50号 太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第51号 太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第52号 太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第53号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第54号 太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第55号 太宰府市公園条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第13 議案第56号 太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第14 議案第57号 太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第15 議案第58号 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第16 議案第59号 太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について（環

境厚生常任委員会)

日程第17 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について(各常任委員会)

日程第18 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算:専決第1号)

日程第19 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書(環境厚生常任委員会)

日程第20 議員の派遣について

日程第21 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

| | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 原田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡邊美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤邦晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |
| 15番 | 佐伯修 | 議員 | 16番 | 村山弘行 | 議員 |
| 17番 | 田川武茂 | 議員 | 18番 | 福廣和美 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 | 議員 | 20番 | 不老光幸 | 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

| | | | |
|----------------|------|---------------------|-------|
| 市長 | 井上保廣 | 副市長 | 平島鉄信 |
| 教育長 | 關敏治 | 総務部長 | 石橋正直 |
| 地域振興部長 | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 永田克人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長 | 富田讓 |
| 会計管理者併上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長 | 木村洋 | 総務課長 | 松島健二 |
| 地域振興課長 | 大藪勝一 | 環境課長 | 蜷川二三雄 |
| 福祉課長 | 新納照文 | 国保年金課長 | 木村裕子 |
| 建設課長 | 大内田博 | 上下水道課長 | 宮原勝美 |
| 教務課長 | 井上和雄 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石 純 一
書 記 伊 藤 剛
書 記 満 崎 哲 也

議事課長 田 中 利 雄
書 記 花 田 敏 浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 字の区域の変更について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第44号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第44号について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案については、吉松東土地区画整理事業の施行に伴い、従来の字の堺が原形をとどめなくなったことから、字の区域の変更をすると、執行部からの補足説明がありました。

委員からは、現地の状況について質疑があり、回答では、既に宅地化され、街区が整って、4軒の家が建築済みで、2軒が建築中とのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第44号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第6まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第2、議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第2から日程第6までを一括議題とします。

日程第2から日程第6までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第45号から議案第49号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第45号については、市長、副市長みずから平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間、市長については給料月額10%、副市長については給料月額5%を減額するもの等との補足説明がありました。

本案に対しましては、減額の期限を平成20年3月31日までと区切っている理由、そしてそれ以降の考えについての質疑があり、回答では、財政課題のめどがつくまでの間、当面の間として今年度いっぱいを考えているもので、それ以降については経常収支比率の推移、市の財政改革の進捗状況等をあわせながら判断していきたいということでした。その他、関連した質疑を行いました。

討論では、賛成討論が2名からあり、市長給与の減額については賛成であるが、平成20年3月31日以降はどうするのか。また、副市長、教育長の給与を月額5%減額についての経過を今後直接聞いていきたいという意見をした賛成討論。そして、年度内の予算に対する補正ということで上がってきており問題はないとし、本議案に賛成するといった討論がありました。

採決の結果、議案第45号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第46号についてその審議内容と結果を報告します。

本議案は、平成19年7月1日から平成20年3月31日までの間、副市長と同様に教育長の給与

月額5%を減額するもの等との補足説明がありました。

本案に対しては、教育長の給与月額を5%減額することについては、市長からの指示によるものか、それとも市長が同意を求めて、これに教育長が同意されたものなのかとの質疑があり、教育長、副市長の場合もみずからぜひ減額してほしいと申し入れた結果であるとのことでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第47号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、太宰府市生涯学習推進本部を廃止し、新たに太宰府市生涯学習推進協議会を設置して、生涯学習推進に関する総合的施策について調査、審議を行う附属機関として位置づけるもので、太宰府市生涯学習推進本部は行政の内部組織に改めるという補足説明がありました。

本案に対して、推進本部と協議会の違いはどういうふうになるのかとの質疑があり、推進本部は設置規則で生涯学習基本計画の策定、生涯学習企画事務に関することなどの所掌事務があるが、これを近隣に倣い、行政の内部組織とし、協議会については生涯学習に関する調査、審議を行い、意見をもらう機関として位置づけ、識見を有する者、各種団体等代表者、市長が必要と認める者、計7人以内の委員をもって組織することを予定している。6月末で推進本部委員の任期が満了となることから、7月1日からの改正を予定しているとの説明がありました。その他、関連した質疑を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、地方自治法第238条の4の一部改正、項の繰り下げにより、それにあわせて条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

本案に対してはさしたる質疑はなく、議案に関連した質問を行いました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第49号についてその審査内容と結果を報告します。

本議案については、社会教育法において社会教育委員の構成について、従来は学校教育及び社会教育の関係者としてあったところに、家庭教育の向上に資する活動を行う者という文言を加えるという改正があったため、それにあわせて条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

本案に対しては、家庭教育の向上に資する活動を行う者とはどういう人を対象としているのか、家庭教育とはどういうものなのかとの質疑があり、地域での子ども会活動、福祉活動を行っている方々等を対象としており、若いお母さん方を対象とし、家庭内での学校教育に結びつ

くような活動、親子の意思疎通を図れるような活動のことであるとの説明がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第45号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第48号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第49号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第48号「太宰府市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第48号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第49号「太宰府市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第11まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第7、議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」から日程第11、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第11までを一括議題とします。

日程第7から日程第11までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託をされました議案第50号から議案第54号までについて、その審査内容と結果を一括して報告をさせていただきます。

まず、議案第50号から議案第54号までについて、市長提案理由と同じく、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものとの補足説明を受け、それに対する質疑を行いました。

議案第52号における質疑では、太宰府史跡水辺公園において指定管理者が休園せずに営業したいと言えば認めるのか、公共施設であるが、民間として振りかえをなくしたいとしたときにはどうするのかとの質疑に対し、休園日については申し出によって変更することができるとの説明がありました。その他、関連した質疑が行われました。

討論として、委員からは議案第52号について質疑の内容を委員長報告に加えることを希望しての賛成討論がありました。

採決の結果、議案第50号から議案第54号までについては全議案委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第50号「太宰府市立運動公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第51号「太宰府市体育センター条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第52号「太宰府市立太宰府史跡水辺公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時20分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号「太宰府市文化ふれあい館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」から日程第14、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第12から日程第14までを一括議題とします。

日程第12から日程第14までは建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第55号、議案第56号、議案第57号についての審査における主な内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第55号についての報告をします。

本議案については、市長提案理由と同じく、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正すると執行部からの補足説明がありました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第55号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号についての報告をします。

本議案については、本条例の適用区域として国分川原地区を追加すること及び適用区域の用途地域が第1種住居地域に指定されたことに伴い、別表第2に示す建築物の用途制限の一部が建築基準法の規制と重複することから、その部分を削除するための改正であるとの補足説明を受けました。

委員からの質疑で、この適用区域である通古賀、吉松、国分川原地区は将来宅地化が見込まれること、すべて住居系で計画されていること、計画人口が1,500人で世帯数としては500世帯前後であることを確認いたしました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第56号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第57号についての報告をします。

本議案については、駐車許可期間の改正、駐車制限の追加、利用料金の改正の3点が主な

改正内容です。

委員から、駐車料金または市税の滞納がある場合の駐車制限について、何カ月滞納するとその対象になるかとの質疑があり、これに対して今回の改正で駐車許可期間を1年単位とすることから、許可の時点で前年の滞納状況を調査するとの回答でした。また、近隣の駐車料金の状況に関する質疑に対しては、近隣の貸し駐車場料金は5,000円から8,000円で、5,000円から6,000円のところは満杯状態であるとの報告がありました。また、関連した質疑としては、今の駐車場は満杯状態のため、洗出交差点から都府楼前駅までの高架橋の下と看護学校跡地をこの駐車場として利用する考えはないかとの質疑があり、これに対する回答では、洗出交差点から都府楼前駅までの高架橋の下の部分は橋脚が2本あることと、車路の幅が足りないことから、駐車場としての使用はできないこと、また看護学校跡地については年末年始と国博開館時に臨時駐車場として3年間開放したが、ほとんど利用者がいなかったことの説明をされ、駐車場としての利用については今後再検討するとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきのと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市公園条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号「太宰府都市計画太宰府市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号「太宰府市自動車駐車場条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時30分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15と日程第16を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第15、議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第16、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15及び日程第16を一括議題とします。

日程第15及び日程第16は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求

めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号及び議案第59号の審査における主な内容と結果を一括して報告します。

まず、議案第58号について報告します。

本案は、近隣市町との料金の均衡、事業系一般廃棄物の減量促進を目的に、事業用の指定ごみ袋1枚当たりの単価の値上げ、不燃ごみの少量排出家庭に対する公平な負担を確保するために、小サイズの家庭用不燃物ごみ袋の作成、また家電リサイクル法が一般に普及してきたことに伴い、特定家庭用機器廃棄物指定シールの廃止、その他各条項の文言の整理のための改正です。

委員会では、指定ごみ袋について最近の石油製品の高騰による袋単価の値上がりに対処することや、可燃ごみの約30t削減が見込まれることを理由に規則を改正し、袋の厚さを7月引き渡し分から家庭用、事業所用ともに可燃専用袋を0.04mmから0.03mmに、不燃専用袋を0.05mmから0.04mmに、ペットボトル、白色トレイ専用袋を0.03mmから0.025mmにしたとの補足説明を受けました。

補足説明後の委員からの質疑において、今回の改正によって事業系ごみ袋を値上げした具体的な理由について尋ねたところ、事業系ごみ減量促進を目的に近隣市では新たな指定ごみ袋の金額設定を家庭ごみ1、事業系2の割合で進めており、本市においても同様の理由で家庭系、事業系の指定ごみ袋の価格の差を設けることが値上げの大きな理由であるとの回答がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第58号については委員大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第59号について報告します。

本案は、議案第50号から議案第55号までと同様、国民の祝日に関する法律の一部が改正されたことに伴うもので、委員会では条例改正新旧対照表及び2008年5月のカレンダーをもとに、5月5日のこどもの日の翌日の6日水曜日が今回の法律の改正によって振替休日となることを例に、条例改正後の女性センタールミナスの休館日について詳細に執行部から補足説明を受けました。

本案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第59号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 環境厚生常任委員会で審議をいただいたということですが、まずこの事業系が、事業用可燃専用袋が一举に45円値上げをするということで、可燃、不燃、それからペットボトル、それからこういう状況になりましたが、まずやはりこの事業系の関係では現在の部分についてどのくらいの使用枚数で、しかも現在の収入から歳入とのかかわりがありますが、これを値上げした結果、45円、歳入のかかわりについて当然議会で報告を求めなきゃなりません、委員長として提起をした後、当然担当課長や部長からも説明があったと思うんですが、使用枚数や、こういう値上げによってどれくらいの収入があるのかという問題と、それからやはり以前もありましたが、市長の施政方針にもありましたように、こういう袋に広告を入れる、こういう状況になってくると、広告収入も入ってくる。こういう状況の中で家庭用の袋が1枚当たりそのまま据え置かれて40円、可燃も不燃も40円ですが、一方では不燃の部分について小は1枚当たり25円、そうすると可燃も小さい袋については25円で、家庭用の可燃、不燃については10円ほど下げて30円ぐらいにすると多くの市民が大変喜ばれるわけですが、事業用だけは45円も関係するもの全部上げた。ところが、家庭用の可燃、不燃については、そのまま据え置いているという形で、こういう当然委員長としての審議内容をやはりしていく以上、そういう提起がなされなかったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

使用枚数については、トータルで平成18年度の方で78万4,800枚ですか、これが出ているということでございます。それから、値上げの効果につきましては、これは次の補正予算の部分でまた出てきますけども、それなりの効果があるということで出されております。これについては、次の補正予算の部分でご説明したいと思います。それから、広告については別段意見はございませんでしたので、これについては審議いたしておりません。それから、家庭用ごみの据え置きについても別段質疑はありませんでした。それから、事業用の値上げにつきましては、これは本来事業用は事業主が自己で処理するのが原則であるということで、家庭ごみと事業用のごみとは1対2ぐらいの比率ですべきということで、今回の提案がなされたということでございます。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第59号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第58号「太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この部分については、私どもの会派として委員会では採決に同意をいたしておりません。先ほど所管の委員長に質疑をしましたが、本来倍ということであれば、事業用のごみについては一般家庭ごみの80円になるのが一挙に135円、45円も値上げをしているということと、これにつきまして事業系のごみの値上げについては補正予算の関係が出ておりますが、大まかに889万4,000円であります。こういう当初可燃ごみでも不燃ごみでもそうですが、設定をするときに大変高い金額が設定をされた経過があります。こういう状況の中で事業系のごみの袋料金を値上げするならば、家庭用の日常的市民が使うごみについては少なくとも10円ぐらいの値下げをし、また小さい袋については少なくとも可燃袋については25円ぐらいにすべきだと。一般家庭の多くの皆さんがお使いになる袋の料金はそのままにしておいて、事業用だけを値上げをする。ただし、この問題については10月1日から実施ということですが、今委員長報告がありました。袋の厚さも薄くしたりしますし、またその広告収入まで入れて経費の削減を図ろうとするならば、それは当然市民に還元すべきであり、そういう内容が含まれておりませんし、大まかに委員会で審議をされております。こういう状況の中で議案第58号については賛成できないことを表明しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時42分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第59号「太宰府市女性センタールミナス条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時43分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第60号 平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について

○議長(不老光幸議員) 日程第17、議案第60号「平成19年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第60号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、今回の補正予算につきましては、平成19年度の当初予算が骨格予算となっていることから、政策的経費の追加がその主なものになっております。

歳出の主なものといたしましては、2款1項1目の職員給与費で381万5,000円の減額、これは議案第45号と関連して、市長、副市長の給与減額によるものです。

同じく、2款3項2目の賦課関係費の歴史と文化の環境税関連施設整備等補助金として510万円の増額補正。これは歴史と文化の環境税の特別徴収義務者に指定されている観光駐車場協会へ補助金420万円と新規指定の際等の機械関係の整備が生じた場合の費用として1件当たり30万円の3件、計90万円との合計を計上したものであるとのことです。

質疑において、この補助金は今後補正もあるのか、駐車場事業者は金額的に理解されているのか等あり、今後補助金の増額について駐車場協会の中でも補助金は不要との声もある。駐車場協会とも話をしながら、もてなしのまちづくりの観点で協会で思いつく施策をお願いしたいと考えている。金額の根拠は、税収入の7%であるとの説明がありました。

また、10款4項6目文化財整備活用関係費の13節委託料、15節工事請負費の水城跡展望広場整備工事の2,983万4,000円については、太宰府市文化財保存活用計画に基づいた水城跡東門周辺整備事業の一つの取り組みで、今回調査及び整備を行うものであるとのことでした。

委員から、どんな事業を行うのかとの質疑に対して、水城跡を損傷から守るための修理補修、来訪者のための回遊拠点のための整備、多くの方に親んでもらえるような史跡地の公園を目指すという大きな3つの柱のもとで整備を行うもので、事業内容について具体的な説明を受けました。

続きまして、歳入の主なものにつきましては、1款2項1目現年課税分の固定資産税の最終的な追加金額として3億6,060万5,000円、18款1項1目基金繰入金において固定資産税分、

国、県の支出金等を総合的に調整した結果、財政調整資金繰入金として1,529万1,000円。20款5項1目の雑入、教育費雑入において文化財整備活用関係費に充てる環境対策事業助成金として2,353万4,000円等が計上されています。債務負担行為についても説明を受けております。

審査を終え、討論では同和対策について国の制度がなくなっており、全国各地で運動団体への補助金等の終結宣言が出されている。本会議において同和対策に対する負担金について反対するので、採決に当たって本議案に反対するとの討論がありました。

採決の結果、議案第60号の当委員会所管分については、委員大多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会の所管分につきましても、当初予算が骨格予算編成となっていたことから、政策的経費や不足分が追加されたことが主な理由となっております。

まず、歳出の主な補正についてであります。

2款の総合交通計画策定委託料500万円は、市内の主要交差点における交通量、渋滞状況調査、計画書作成などの費用です。委員から、西鉄の駅、JRの駅を含め、すべてを網羅した計画書をつくるべきとの意見が出されました。

同じく、2款のコミュニティバス関係費365万5,000円については、秋の運行ダイヤ改正、路線の見直しに伴いホームページの更新、バス停に設置している時刻表、路線図の張りかえ、バス停の設置費用として補正するとのことでもあります。

7款の史跡地周辺ライトアップ事業委託料200万円は、年末から年始にかけて毎年行っている戒壇院、観世音寺をライトアップする費用として計上されております。ここでは委員から、水城の堤防全部がつながっていることがわかるような飾りつけを考えてはどうかとの要望が出されました。

8款の都市計画区域変更関係費300万円は、福岡県が11月に都市計画区域外をすべて準都市計画区域として指定を予定しており、太宰府市では内山区と北谷区になりますが、この土地利用、産業分布などの調査費用として計上されております。

同じく、8款の景観形成関係費453万6,000円は、太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例

制定に向けて各種区域図、資料などの作成費用として計上されております。

続いて、歳入の補正について報告します。

歳入の多くは歳出に伴う財源としての補助金や基金からの繰入金、あるいは条例改正などに伴う歳入増で、特に問題はありませんでした。

次に、債務負担行為補正についてです。

ここでは通古賀地区都市再生整備事業の公用車賃借料2台の2年分追加と、地域再生基盤強化事業の公用車賃借料3台の2年分を4年分に変更する補正が計上されております。

委員から、公用車をリースしたときのメリットとデメリットについてのお尋ねがありました。補助事業の期間中に減価償却してしまわない車両についての購入費は認められていないので、今回は事務費の中で認められている賃借料で計上し、平成23年度の満期時期に市が残存価格でレンタル会社から購入する予定との説明がありました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第60号の建設経済常任委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

当委員会所管分につきましても、平成19年度の当初予算が骨格予算となっていたことから、政策的経費や不足分が追加されたことが主な理由になっております。

歳出では、3款民生費で2億604万1,000円、4款衛生費で5,434万円、10款教育費の幼稚園費で6,984万3,000円がそれぞれ増額となっております。

なお、今回の補正で3款1項4目の障害者自立支援費の特別障害者手当等関係費に重度障害者福祉手当や、3款2項3目の保育所費のその他の諸費に認可外保育施設職員健康診断費補助金が市単独の新規事業として新たに計上されております。

歳入はそのほとんどが歳出に伴う補正となっておりますが、13款2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料のごみ処理手数料は、議案第58号の事業所用ごみ袋料金の改定による増収分であり、平成19年度年間ベースで3,557万6,000円、その効果を4分の1と見込んで889万4,000円が計上されています。

審査は各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、予算計上の根拠等不

明な点について確認いたしました。

質疑を終わり、討論では福祉に関して手厚い補正となっており、一定の評価はできるが、法律が失効している同和対策として人権・同和政策費の給付費関係が追加計上されているため、今回の補正予算については賛成できないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、委員大多数で議案第60号の当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 所管の委員会で熱心に審査をいただいたと思いますので、お聞きをいたします。

補正予算書の22ページ、23ページにありますこういうこの給付関係費については、執行部から説明のみを受けたのかどうか。特に、一般質問をしておりましたが、先ほども委員長報告にありましたように、法が失効した後にこういう形での負担金、補助及び交付金1,216万1,000円は説明だけだったのかが1点です。

次に、26ページ、27ページ、この美化センター関係費で負担金、補助及び交付金として430万円計上されております。これについてですが、高雄の水利組合には2年間なのか3年間かわかりませんが、330万円。この水利組合に出したお金については、一般質問もあっておりましたが、水路改修の場合については当然負担があると思うんですが、そういう負担にどのように支出をするのか。委員から質疑がなくても、当然ほかの委員から質疑があれば、委員長が質疑が終わった後に執行部に説明を求める責任がありますが、まずこの水利組合の支出の内容と、またこういう支出を受けた団体、水利組合がどういう形であるのかという問題です。

それから、環境美化センター設置をして今日まで2回の更新をしました。毎年100万円を20年間行政区に交付をするわけですが、この行政区に交付された100万円が行政区の区費の中に入る。そうすると、この高雄区の行政区としてはこの100万円が毎年20年近く交付を受けるわけだが、この100万円の支出はどのようなふうな状況で対応されているのかというのは、執行部に説明を求めたのかどうか。この辺を、ほかの部分もありますが、この2点について委員長から説明を求めます。

○8番（中林宗樹議員） お答えします。

まず、10目の分については委員会において質問がっております。

10目の給付費関係費の扶助費のところ、5歳未満児の医療費について保障がされるということで、これについての質問がっております。これについて執行部より、4歳から5歳までこの分については一般行政施策で支給されませんので、この分について初診料、往診料、そういったものについての行政の同和事業費で支給するという形になっておりますという答えがあっ

ております。10目については、質疑はこれのみでございます。

次に、環境美化センターの問題につきましては、430万円のこの支出につきましては、これは平成18年3月の議会最終日に議会全員協議会において高雄地区との環境美化センターの設置に関する協定書の締結について説明があっており、その中で高雄区については毎年100万円ずつ、それから水利組合、農事組合については330万円ずつを3年間支払うということで協定書、覚書が締結されているということで、これは平成18年3月27日に議会全員協議会で説明がなされております。それから、その後の水利組合及び区へ支出した後の使途についてはどうかということでありましたけども、これについては委員よりの質疑はなく、特段審議いたしていません。

以上でございます。

(19番武藤哲志議員「はい」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 平成19年度一般会計補正予算（第1号）については、各委員会で熱心に審査をいただき、骨格予算ですからその補正については当然必要なものもありますし、今後の市民生活、行政執行上に必要なものとして認めますが、一部ですが、一般質問も行いましたように、3款1項10目についてです。説明もあつておりますが、こういう法的根拠がなくなった中で特別な給付や社会運動団体に対する補助金を支出し続けることについては、やはり早急に廃止、終結をすべきだというふうに思います。

それから、4款2項の3目の部分で今委員長から説明がありましたが、長い期間にわたってそういう最終処分場の補助金、地元協力金という形で出される部分については、その支出内容については今後具体的にどのようになるのかというのは、やはり公金です。市民の税金やごみ処分手数料のうちからこういう形で20年出すということになれば、2,000万円近くの金額、そして3年間にわたって1,000万円近くの金額が支出されるわけですから、支出の使用目的についてもやはり今後議会として説明を求めていかなければならないと思っております。

また、10款1項3目について私の一般質問の中での一部訂正を行っておきたいと思っております。この中で人権まつりの問題を質疑いたしておりましたが、使用料については担当部から使用負担は会場使用料の負担を行っておるということで、このことについては修正をお願いいたします。ただし、市同和教育研究協議会の内容につきまして、行政は行政で独自に同和研修を行っておりますし、企業も行っている、議会も行っている。ところが、この研究協議会につきましては教職員と主に市の職員の3分の1の方々に対して373万2,000円、こういう金額については

出されておりますし、指摘をしておりましたように、狭山差別裁判糾弾、東京で行われる部分に支出をするなど、私はこういう市民の税金がそういうものに使われることについては正しくないというふうに思っております。よって、私は平成19年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）については賛成できないということで反対討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 改めまして皆さんおはようございます。

21日、22日に開催されました本会議での会派代表質問及び一般質問でそれぞれ各議員の皆様方から貴重なご意見を賜りありがとうございました。今後の行政運営に生かしてまいりたいと、このように考えております。6月定例議会本会議最終日を迎えました。本日ご提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件のご審議をお願い申し上げます次第でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて（平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算：専決第1号）」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足1,277万7,145円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1,277万8,000円を追加し、予算総額を63億8,022万6,000円とする専決処分を平成19年5月31日付でさせていただいたものでございます。要因といたしましては、国民健康保険税の中で徴収しております介護保険料に歳入不足を生じ

たものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第61号は承認されました。

〈承認 賛成19名、反対0名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第19 意見書第3号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める 意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第19、意見書第3号「異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第3号の審査における内容と結果を報告いたします。

異常気象による災害対策や地球温暖化を防止するため、抜本的な施策を国に求めるために提出された本意見書につきましては、委員から京都議定書の削減目標を明確にした方がより一層地球温暖化防止対策の強化が求められ、政府に明確な目標を持たせることができるのではない



か。また、原子力発電所の安全性についても明確にするためにも、一部を修正してはどうかとの動議が出されました。この動議につきまして委員会で慎重に協議した結果、本文6行目文書中に「京都議定書の完全実施と中長期の削減目標を明らかにし、」という文言を加えることで協議が調いましたので、別紙修正案のとおり修正することで討論、採決を行い、続いて修正部分を除いた原案について討論、採決を行いました。その結果、ともに討論はなく、委員全員一致で意見書第3号については修正可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は修正可決です。本案を委員長報告のとおり修正可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第3号は修正可決されました。

〈修正可決 賛成19名、反対0名 午前11時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会から申し出がっております。別紙のとおり承

認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これをもちまして平成19年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成19年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時14分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年8月27日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 後藤邦晴

会議録署名議員 力丸義行